

京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト

I o T等技術人材活躍支援事業「人材活躍支援補助金」交付要領

(目的)

第1条 本事業は、京都府の補助を受けて公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が実施するもので、IoT等を活用した生産性向上による社内改革に取り組む中小企業者に対し、新たに人材を正規雇用する場合、その人件費の一部を助成することにより、当該事業者の質の高い安定的な雇用の創出・拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 財団が別に定める基準を満たす会社及び個人
- (2) 補助事業者 補助事業を実施する者をいう。
- (3) 質の高い安定的な雇用 第6条第1号から第3号に規定する要件の正規雇用をいう。

(補助事業者)

第3条 本事業の対象となる補助事業者は、次の各号の者とする。

- (1) 京都府内に事業所を有する中小企業者のうち、別表に該当する者とする。
- (2) 次の項目に該当する者
 - ア 法定の会計関係帳簿類及び労働関係帳簿類が整備されていること。
 - イ 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - ウ 社会保険適用事業所の事業主であること。ただし、法定加入義務がない場合はこの限りでない。
 - エ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしていないこと。
 - オ 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導等を受けていないこと。
 - カ 京都府税、市町村民税、消費税又は地方消費税、労働保険料等の滞納がないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は補助事業の対象としない。
 - (1) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 対象事業者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、財団が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、IoT等を活用した生産性向上による社内改革に取り組む中小企業者に対し、新たな人材を正規雇用する場合、その人件費の一部を

助成することにより、質の高い安定的な雇用を創出する可能性が高いと認められる事業とする。

2 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法令及び条例等の規定に適合していること
- (2) 補助対象事業に関し、京都府等の同種の他の補助金等を受けていないこと、又は受ける予定がないこと

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために新たに人材を正規雇用するために必要な以下の経費であり、かつ、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとする。

補助対象経費	人件費 所定内給与 超過労働給与額を除く労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）とする。 なお、超過労働給与額は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する給与の額とする。 (1) 時間外勤務手当（所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与） (2) 深夜勤務手当（深夜の勤務に対して支給される給与） (3) 休日出勤手当（所定休日の勤務に対して支給される給与） (4) 宿日直手当（本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与） (5) 交替手当（臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与）
--------	---

(補助対象となる質の高い安定的な雇用)

第6条 補助対象となる人材の質の高い安定的な雇用要件は以下のとおりとする。

- (1) 実際に労働した時間数の1箇月当たりの平均が160時間以下であること。
- (2) 実際に出勤した日数の1箇月当たりの平均が19日以下であること。
- (3) 支給された所定内給与額の1箇月当たりの平均が、財団が別に定める額以上であること。

(補助対象人数)

第7条 補助対象となる人数は、1補助事業者当たり1人とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に10分の8を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とし、80万円を限度とする。ただし、対象となる人材が、補助対象期間の終了日まで継続雇用されて、かつ、補助対象期間内における雇用実績が第6条の全号に該当する場合に限る。

(補助対象期間)

第9条 補助対象期間の始期は第10条に規定する事業計画書兼事前着手届提出日以降で、新たに人材を正規雇用した日とし、終期は雇用日から4箇月を経過する日又は財団が別に定める日のいずれか早い日とする。

(事業計画書兼事前着手届の提出)

第10条 本事業に取り組もうとする事業者は、事業計画書兼事前着手届（様式第1号）を財団に提出しなければならない。

(交付の申請)

第11条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに財団に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第2号)
- (2) 経費内訳書
- (3) その他財団が必要と認めるもの

(交付の決定)

第12条 財団は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査を行い、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

なお、財団は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

2 財団は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更の承認)

第13条 補助事業者は、事業計画の内容(軽微な変更を除く。)を変更しようとする場合には、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の辞退)

第14条 補助事業者は、補助事業を辞退しようとするときは、辞退届(様式第4号)を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業終了後7日以内に次の各号に掲げる書類を添えて 事業実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第5号の1)
- (2) 収支決算書(様式第5号の2)
- (3) その他財団が必要と認めるもの

2 前項に規定する期間は、特別な事由その他正当な理由等があり、財団が認めるときは、期間を延長することができる。

(額の確定等)

第16条 財団は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、補助事業が適正に実施されたことを確認した上で補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知する。

(補助金の支払い)

第17条 財団は、前条の規定による額の確定等を行った後は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消等)

第18条 次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消、又は変更することができる。

- (1) 本要領に違反したとき
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき

2 前項の規定により取消又は変更したときは、速やかに事業補助金変更・取消通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 前条の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年2.7パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

(立入検査等)

第21条 財団は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の書類を検査することができる。

(補助金の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経費について、会計関係帳簿類（総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書等をいう。）を他の事業と明確に区分して補助事業の支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を並びに労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類を補助事業の完了した日の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

対象は、下記の業種で、質の高い安定的な雇用の創出に積極的に取り組む企業とする。

業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類による。

製造関連業種

09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業

観光関連業種

※ 観光関連業種とは、下記業種の中でも、観光業に関連する事業を行っているとは客観的に説明できる事業者とする。

(例) 土産物の製造に携わる事業者、土産物の販売をする小売店、観光案内に関する映像・音声・文字情報やサービスを提供する情報通信事業者など

09食料品製造業 10飲料・たばこ・飼料製造業 11繊維工業 12木材・木製品製造業 13家具・装備品製造業 14パルプ・紙・紙加工品製造業 16化学工業 21窯業・土石製品製造業 24金属製品製造業 32その他の製造業 39情報サービス業 40インターネット附随サービス業 41映像・音声・文字情報制作業 42鉄道業 43道路旅客運送業 56各種商品小売業 57織物・衣服・身の回り品小売業 58飲食料品小売業 60その他の小売業 70物品賃貸業 72専門サービス業 75宿泊業 76飲食店 77持ち帰り・配達飲食サービス業 79その他の生活関連サービス業 80娯楽業

建設関連業種

※ 建設関連業種とは、下記業種の中でも、建設業に関連する事業を行っているとは客観的に説明できる事業者とする。

06総合工事業 07職別工事業（設備工事業を除く） 08設備工事業 72専門サービス業（他に分類されないもの） 74技術サービス業（他に分類されないもの）